

大分県報

令和七年
十月九日
号外（六二）

（木曜日）

目次

人事委員会規則

職員の給与の支給等に関する規則の一部改正……………一
管理職員等の範囲を定める規則の一部改正……………一

○人事委員会規則

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十月九日

大分県人事委員会委員長 和田久 継

大分県人事委員会規則第二十三号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則（昭和三十二年大分県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第三の知事の事務部局の部の農林水産研究指導センターの項中「センター長」の下に「、次長（行政職八級の職にあるもの）」を加える。

附則

この規則は、令和七年十月十日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十月九日

大分県人事委員会委員長 和田久 継

大分県人事委員会規則第二十四号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年大分県人事委員会規則第十二号）の一部を

次のように改正する。
別表の知事部局の部の農林水産研究指導センターの項中「センター長」の下に「、次長」を加える。

附則

この規則は、令和七年十月十日から施行する。